

議案第35号

三朝町特別職の職員で常勤のもの等の給与の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別職の職員で常勤のもの等の給与の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年3月11日

三朝町長 吉田秀光

平成17年3月25日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町特別職の職員で常勤のもの等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

三朝町特別職の職員で常勤のもの等の給与の特例に関する条例（平成14年三朝町条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第1条 略 (特別職の職員の給与の額の特例) 第2条 <u>平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間</u> （以下「特例期間」という。）における特別職の職員の給料月額は、三朝町特別職の職員で常勤のもの等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号。以下「特別職給与条例」という。）第3条の規定にかかわらず、特別職給与条例別表第1の右欄に定める額から当該額に100分の12を乗じて得	第1条 略 (特別職の職員の給与の額の特例) 第2条 <u>平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間</u> （以下「特例期間」という。）における特別職の職員の給料月額は、三朝町特別職の職員で常勤のもの等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号。以下「特別職給与条例」という。）第3条の規定にかかわらず、特別職給与条例別表第1の右欄に定める額から当該額に100分の12を乗じて得

た額を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表の右欄に定める額とする。

2 略
第3条 略

た額を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表の右欄に定める額とする。

2 略
第3条 略

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

前 五 年	後 五 年
<p style="text-align: center;">第 1 項</p> <p style="text-align: center;">(特許の職の主任の員数の総数)</p> <p>平成17年4月1日(平成17年4月1日)から平成17年3月31日(平成17年3月31日)までの間に、同項の職の主任の員数の総数(以下「前項の員数」という。)は、平成17年3月31日現在の同項の職の主任の員数の総数(以下「前項の員数」という。)に、平成17年3月31日現在の同項の職の主任の員数の総数の100分の10を算入した額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 項</p> <p style="text-align: center;">(特許の職の主任の員数の総数)</p> <p>平成17年4月1日(平成17年4月1日)から平成17年3月31日(平成17年3月31日)までの間に、同項の職の主任の員数の総数(以下「前項の員数」という。)は、平成17年3月31日現在の同項の職の主任の員数の総数(以下「前項の員数」という。)に、平成17年3月31日現在の同項の職の主任の員数の総数の100分の10を算入した額とする。</p>